

今年度
テーマ

ウェルビーイングな企業経営

従業員の健康や幸福を重視し、働きやすい環境を整えることを目指します

京都経済センター

3F 会議室

下京区四条通室町東入函谷鉾町七八

開会 11 午後 6 時 30 分
会費 不要

2024年
9月27日 金

報告者

西村法律事務所
所長 弁護士
西村 幸三さん



【略歴】

昭和42年 京都市生
昭和61年 灘高等学校卒業
平成2年 司法試験合格
平成3年 東京大学法学部卒業
平成5年 京都弁護士会に弁護士登録(45期)
平成10年 西村幸三法律事務所設立
平成23年 大同生命京都ビルに移転 西村法律事務所に改称

【取り扱い分野】

商事法務(各業種の業法。企業取引法務。金融法務)。
労働事件(会社側。残業、解雇、パワハラ、うつ労災等)。株主間紛争対策。
財務分析を伴う会社法務対応。相続対策。民事介入暴力対策。M&A。
破産・民事再生・事業再生。各種土業連携。経営コンサルティング。

異色の弁護士が語る中小企業育成と組織作りのメンソッド

正しくなければ 生き残れない

企業は、正しく無ければ生き残れない。正しくなければ存在意義がない。企業がホワイトさを取引先・金融機関・従業員から強く求められるようになった企業環境の中で、正しい経営姿勢、正しい知識と技術、正しい組織作りを、クライアント企業でも、自らの法律事務所でも追究し実践する。

建設業の家に産まれ育ち、民暴対策、会社側での労働問題に30年来取り組み、あらゆる業種の中小企業のオペレーションと危機管理にコミットしてきた弁護士が、企業が安定的に発展し危機を乗り越えて持続するには、組織・従業員・顧客・経営者自身のウェルビーイングの向上を正しく実践すること、その姿勢と技術の追求が生き残りに繋がることが熱く語る。

※ お問い合わせは京都中小企業家同友会事務局へ

☎ 075-354-5007

※ 同友会会員の方は e-doyu よりご登録下さい。

